

## 役員報酬等並びに費用に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、NPO法人MamaCan（以下「当法人」という。）の定款第19条の規定に基づき、当法人の役員（第13条で定義される。）の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、当機構を主たる勤務場所とする者をいう。常勤でない理事とは、それ以外の理事をいう。
- (3) 常勤の監事とは、監事のうち、当機構を主たる勤務場所とする者をいう。常勤でない監事とは、それ以外の監事をいう。
- (4) 報酬等とは、その名称の如何を問わず、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わず、また、費用とは明確に区別されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む。)等の経費をいい、報酬等とは明確に区別されるものとする。

### (報酬等の額)

第3条 常勤の理事に対する報酬等の額は、各事業年度に支給する報酬等の総額が1名当たり1,500万円を超えない範囲で、理事会において定める。

- 2 常勤でない理事に対しては、定例理事会に出席の都度、日額 3,000 円を報酬等として支給する。ただし、常勤でない理事に対して各事業年度に支給する報酬等の総額は、10万円を超えないものとする。
- 3 常勤でない監事に対する報酬等の額は、各事業年度に支給する報酬等の総額が 1 名当たり 5万円を超えない範囲で、監事の協議によって定める。
- 4 理事長及び業務執行理事を除く理事、監事に対して、講師謝金等及び執筆謝金等を支給する場合には、別表の基準に基づき支給する。

#### (賞与、退職慰労金等)

第 4 条 当法人は、役員に対し、前条に規定する報酬等以外に、賞与、退職慰労金その他の報酬等の支給は行わない。

#### (報酬等の支払方法)

第 5 条 常勤の役員に対する報酬等は、各事業年度に支給する報酬等の総額を 12 で除した金額（ただし、計算の結果、1,000 円未満の金額が生ずる場合は、これを切り捨てる。）を毎月 15 日に、本人が指定する本人名義の銀行口座に振り込む方法で支払うものとする。

- 2 常勤でない理事や監事に対する報酬等は、都度遅滞なく支払うものとする。

#### (費用)

第 6 条 役員が負担した費用については、これの請求があった日から遅滞なく支払うものとする。

#### (改定)

第 7 条 この規程の改定は、理事会の決議により行うものとする。

#### (補則)

第 8 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、令和2年6月1日から施行する。（令和2年5月理事会決議）

<別表>

講師謝金等	1 講座あたり	10,000 円
執筆謝金等	400 字あたり	2,000 円